

〱相対済し令〱の成立と展開

—その 2—

大石 慎三郎

はじめに

本論は江戸時代を通じて幕府が出した諸令のなか、もっとも、有名なものの一つである〱相対済し令〱についての考察の一部をなすもので、学習院大学経済学会編『経済論集』第7巻第2号所収の「〱相対済し令〱の成立と展開」——その1——に続くものである。

〱相対済し令〱は金銀出入、売掛出入など、いわゆる「金公事」について幕府はその訴訟を受理しないから、当事者相対でこれを解決（＝内済）するようという令であって、ある特定の令をさすのではなく、全江戸時代を通して何度も出されており、またその内容も概略の主旨において一致はあるが、その詳細においては必ずしも同様でないが享保4年11月に將軍吉宗によって出されたものが特に有名で、〱相対済し令〱といえはこの享保4年の令を想起する人も決して少なくない。

前号においては〱相対済し令〱の背景となる江戸時代の商業の発達から始めて、江戸時代最初の〱相対済し令〱である寛文元年閏8月27日から順をおって、同令の発布とその背後事情を概説して享保4年11月の〱相対済し令〱および享保14年12月の同令廃止までを詳述した。

普通〱相対済し令〱については、なかんずく享保4年11月の〱相対済し令〱については借金銀に悩む旗本御家人の救済策だとして、

棄捐令と同時に談ずるのが一般であるが、相対済し令〱はこの享保4年11月の令を含めて、借金銀に悩む旗本御家人の救済といった姑息な手段と関連して出されたものではなく、商業発展と関連しての幕府の行政政策の一環として出されたものだというを前号において詳述しておいた⁽¹⁾。本論はそれに続くものである。

〔註〕(1) なおこのような見解はすでに石井良助「目安札、相対済し令および仲間事——近世債権法と民事訴訟法の接点——」（『裁判と法』上、所収）および大石慎三郎「享保4年11月のいわゆる〱相対済し令〱の評価について」（『日本歴史』105号）などによって詳述されている。

1

享保4年(1719)11月の〱相対済し令〱は途中諸種の問題を引きおこしながらも結局享保14年12月まで持続される。この享保14年の廃止は米価調節と関連しての金銀通用を円滑にするための止むを得ざる廃止であり、いわば幕府当局が商人資本におし切られての措置という側面を無視することが出来ない。しかし一方また幕府側でも民事関係法令整備の準備作業をおしすすめると共に、享保6年閏7月には勘定所の業務を公事方(イ)訴訟・諸願(ロ)その他当座事一切)と勝手方(ハ)天領からの年貢収納・御普請に関する仕事(ニ)幕府の金銀米銭の出納(ヘ)旗本の知行割または代官の支

配地の割当) に分けてその業務内容を明確にし、翌享保7年5月15日には老中水野忠之を勝手掛老中に命じて勝手方の仕事を総括させ、さらに同年8月8日には勘定所の長官である勘定奉行を2人ずつ2組に分け、1年交替で公事方と勝手方に分属させ、勝手方のものは公事関係の仕事から一切解放され評定日にも評定所へ出る必要なく、もっぱら幕府の財政問題および民政(天領支配)に専念すれば良いようにするなど、享保4年の「相対済し令」発布の最も主要な理由であった幕府本来の政務に力を入れるための体制づくりにかかなりの程度成果をあげているのである¹⁴⁾。

したがって享保4年の「相対済し令」を廃止するにあたっては、ただ漫然と令を廃止して訴を受付けるというのではなく、受理した金公事の処理方法が同時に三奉行に対して手渡されている¹⁵⁾。それは「此度被仰出候借金銀買掛り出入、当正月々之分訴出候節取扱之覚」と題するもので二ヶ条よりなっている¹⁶⁾。その内容は一口にいえば切金濟方方式の採用である。処理方法は、(イ)武士の場合と、(ロ)町人百姓の場合と若干異なるが、まず訴が出ると日を指定して当事者両方を呼出しひとまず30日の期限で負債を処理するよう申しつける。また金高によっては何回かに日を区切って分割返済するよう申しつけることもある。そうしておいて返済の状況を見ていて返金の仕方が不埒の場合は、債務者が町人百姓であるときは手鎖を掛け、武士である場合は、その期日毎に何度でも分割返済を申しつけるようにする、というのである。なおこのとき、(イ)家賃金 (ロ)質地金 (ハ)その他質物出入、については「相対済し令」下においても従来の慣習通り訴を受理して処理してきたので、今回もそのよう処理するという一条がつけ加えられている。

これで相対済しという非常事態は一応解消するのだが、次に再び「相対済し令」が問題になってくるのは元文の貨幣改鑄と関連して

である。幕府通貨については將軍吉宗は新井白石の正徳金銀をそのまま受けてこれの通用に全力をつくしてきた。しかし享保7～8年ころから「米価安の諸色高」という物価問題が重要な政治問題となり、幕府はその対策に腐心するのだが必ずしも見るべき効果が上らなかった。あれこれと手を尽した末、結局通貨改革による以外に方法がないということになって元文元年(1738)5月12日、幕府は町奉行大岡越前守と勘定奉行細田丹波守とに命じて正徳金銀とは異なる、むしろ元禄金銀に近い品位の元文金銀の鑄造を行なわせるのである。この改鑄にあたって同月18日幕府は古新金銀をめぐっての金銀出入は裁許しないとの宣言を出す¹⁷⁾。一種の「相対済し令」である。

ただしこれはあくまで元文改鑄によっておこった新古金銀の引替をめぐっての出入についてで、他の場合のように金公事一般についてはではなかった。しかし貨幣改鑄によってひきおこされた経済界の混乱は結局評定所における金公事の取扱いを制限せざるを得ないところまで追い込むのにさして日時を要さなかったようである。すなわち同年5月30日に評定所一座の面々は老中松平伊豆守を通して次のように將軍に伺い出た¹⁸⁾。それは、

評定所= 而裁許仕候借金銀等出入濟方申付日切度と訴出公事数多罷成外公事之隙= も成候間、自今借金銀出入者立合之内四日式日之内廿一日= 極置濟方申付可然候間奉伺候 以上

というのである。評定所寄合には立合と式日とがあり式日は月のうち2日・11日・21日、立合は4日・13日・25日で都合月6回となっている。これらの日のうち金公事を扱うのは4日と21日の月2日に決めようというので¹⁹⁾、その理由は享保4年11月の「相対済し令」の場合と同様「金銀等出入の公事が多くなって外公事の隙となるから」とされている。さて

この伺は6月3日に至って「伺之通可仕旨被仰渡」で実施に移されている。

- 〔註〕 (1) この点については拙著『享保改革の経済政策』の第3章「享保改革における地方支配機構の整備について」参照。
 (2) 「享保撰要類集」公事裁断之部。
 (3) 「徳川実紀」元文元年5月18日の条
 (4) 「享保撰要類集」公事裁断之部。
 (5) 金公事を評定所で扱うのを式日3日のうち1日、立合3日のうち1日としたのは正徳6年(1716)4月である。「御触書寛保集成」17号。

2

この元文元年(1736)6月3日の措置は貨幣改鑄によって拍車を加えられた借金銀・買掛りなどのいわゆる金公事出入から幕政が少しでも逃れようという意図からでたものであるが、しかし必ずしも充分その目的を達しなかったらしく、寛保2年(1742)3月9日に至って、借金銀等の出入裁許にのみ評定所の仕事が取られるからというので、借金銀売掛りなどの紛争で一度評定所か奉行所で日限決済を申しつけた分については1年のうち4月に一度と11月に一度の都合年二度しか取捌をしないということに決定した。月に二度取捌うという従来の制度から見ると著しい制限である。この決定は「享保撰要類集」によると評定所一座から寛保2年2月28日に老中松平左近乗邑を通して提出された次のような伺書⁽¹⁾が決済された結果によるものとされている。

近年金銀出入次第=多罷出候=付毎月於評定所四日廿一日此両日者金銀出入公事訴訟斗裁許仕外之義者一切取捌難仕其上評定所之風儀^改不宜奉存候、依之向後右借金売懸等之義評定所并奉行所=而日限申付来候出入之分者、老ケ年之内四月老度十一月一度右両度=相極取捌申付候ハ、評定所も事少=可罷成候、先年も金銀出入相対=被仰付奉

行所=而取捌不仕候節^改何之差支候儀も無御座候間、此度右之通被仰付可然哉と奉存候

一 奉公人給金家質金并 慥成質物有之金子売渡証文を以相懸り候金子且又地代店質者、年貢同前之事=候間、右之分者唯今迄之通日限可申付候

さて「享保撰要類集」の記事のみを見るとこの金公事受理制限の処置はさして問題なしに決定されたかのように見えるが、評定所の主要構成員の一人である大岡越前守の日記を見ると事態はそう簡単でなかったことが判る。

そもそも享保4年の「相対済し令」の事後処理をめぐって三奉行を中心とする大岡越前守ら現場実務官僚と將軍吉宗およびその側近たちの間には若干の意見の齟齬があったようである。享保4年の「相対済し令」が出ると借金銀売掛などをめぐって若干の混乱がおきたろうことは想像に難くないところで、なかなか売掛の多い問屋筋は売掛金の回収をめぐって苦慮するところが多く、十組問屋をはじめとする問屋達はその旨幕府に訴えている。その結果であろうか大村家(白木屋)の「万記録」には享保8年3月8日の条に

ならや役所へ被召寄被仰渡候趣ハ、去ル寅極月迄之滞金、一組に十人分借シ高書付差上^レ候様=被仰渡候間、一組々々より十人分滞金書付、十組一緒=いたし相納申候所、右滞金之様子御尋=付返答書差上申候、委ハ十組公用帳記有之候、

とあるところから(江戸)町奉行所では町年寄奈良屋役所を通してこの時期に問屋の滞金調査をしたことが判る。

多分この調査結果などとも関連すると思われるが土井伊予守(寺社奉行)、大岡越前守(町奉行)、諏訪美濃守(町奉行)、大久保下

野守(勘定奉行)、久松大和守(勘定奉行)の5名が話し合った結果、「相対済し令」が出てからもう4～5年もたち「裏判出し」の処理で大抵の出入は内済ですんでいるので、このあたりで同令を廃止したらどうであろう」ということになり、その旨を同年9月16日に御側用取次の有馬兵庫頭まで口頭で申し出た。ところが兵庫頭は「その件についてはそのままにすべきである。必ず將軍に伺をたてるといふ訳ではないが、ついででもあれば伺っておきましょう」という気のない返辞であった⁽³⁾。結局問屋を中心とする町人達の願も、またそれに同情的な、三奉行の気持も無視されて「相対済し令」は従来通り存続ということになったわけである。

こんなことが債務者を勢づかせもし、逆の立場の債権者側を硬化させたのであろう、債務不履行の武士階級に対する町人達の態度は著しくエスカレートすることとなった。すなわち債務不履行の武士達に対し、新たな融資を停止したことは勿論であるが、さらに妻子、または雇入れた後家などを動員し、それを哀れげにつくって、返済しない武士達が江戸城から下城するところをまちぶせ、借金返済を訴えた小旗などまで立てて、大道でその駕籠や馬にとりついたり供を割ったりして借金返済をせまり、それでも返済の約束が得られないときはその門や玄関前に坐り込むなどした。このような町人達の対抗策を武士の体面維持のためすておけないと考えた江戸町奉行の大岡越前守と諏訪美濃守二人は享保9年9月8日に先述のような町人達のやりくちは「理非は追って吟味するとして、やりくちが如何にも不届なので、そのような者は男女の差別なく手鎖、とくに雇われた無宿体のものは牢舎にすべきだと思う」という意見書を、女性が手鎖に処せられた判例までもそえて提出したのに即日不採用却下されてしまった。その理由は「それはつまり借り方(武士)が悪いからそんなことになるのだ。町人達とすれば、

そうでもしなければ借金がとりかえせないので、万止むを得ずそのような非常手段に出るのだから、それを咎めだてをする必要はない」というのであった⁽⁴⁾。

こんなことで「相対済し令」の廃止は享保14年まで持ちこされるのである。この令の取扱について將軍およびその側近と、大岡越前守ら三奉行ら現場実務官僚との間に若干の姿勢の差があったことは明瞭で、それは後々まで尾をひいて寛保2年の金公事の取扱いにも影をおとすのである。

元文元年5月の貨幣改鑄は町奉行大岡越前守と勘定奉行細田丹波守とが担当指揮をして行なうのであるが、この元文の改鑄については將軍吉宗は本来は賛成でなかったのだが奉行達(町・勘定奉行か?)がどうしても米価引上げのためには改鑄が必要だということで止むなく承知したのだという記事が「大岡越前守忠相日記」に見えているが⁽⁴⁾、だとすれば將軍吉宗およびその側近が元文の改鑄によってひきおこされた金公事の激増についての処理をめぐって、評定所一座側の処理案に好意的でないのは当然のことといえよう。

寛保2年3月9日の「評定所で一度日限決済を申しつけた金公事については、以後4月・11月の二度しかこれを取扱わない」という処置を決定した件については先述したように「享保撰要類集」によると評定所側で原案を作成し將軍の決済を受けて実施に移されたように見えることは先述したところだが、「大岡越前守忠相日記」によると、いま一つ裏の事情があったことが判るのである⁽⁵⁾。すなわち三奉行を中心とする評定所側の最初の案は、年2回の処理といった受理取扱いの制限ではなくて「相対済し令」そのものの発令であった。何時評定所側に「相対済し令」を発令しようとの意向が決ったかは判らないが、少なくとも寛保2年2月12日以前にそのことが決り、御側用取次加納遠江守久通を通して実施への交渉が始められている。それに対する答

が加納久通から2月12日(寛保2年)口答で出されているが、その主旨は「金銀出入については元は奉行所で取扱わなかったのを奉行所の申し出でこれを取扱うことになっている、それをまた取扱わぬようにするというのであれば、町人達が商売向について爾後あれこれと申し出ないよう充分根まわしをしてから申し出るように」というのであった。もちろん大岡等評定所一座側もその件については「先年(享保4年)取扱相止候節、諸問屋とも義大勢願出候得共御取上ケ無之」だった例に倣って「問屋前之金銀出入共ニ取扱無之ニ相極」めている旨答えるなど色々説明をしているが交渉は後日にもちこされた。

その後16日に至って評定所側(三奉行たち)は◁相対済し令◁に関する意見を書面に記し、おまけに手まわしよく御触書の案文までそえて加納久通まで提出した。その時加納久通は「先日も言っておいたが、◁相対済し令◁を出した後で何かにつけてまた町人達から願出る(◁相対済し令◁を廃止してほしいといったような)ことがないだろうか、◁其所とくと了簡可致◁との將軍の強い要望である」とのことであったが、評定所一座側は「その点よくよく相談もしたが、先年(享保4年)◁相対済し令◁を出した場合にも諸問屋たちから三、四度も願出があったが、その願は容れることが出来ぬとつばねて事済んでいるので、今度新たに◁相対済し令◁を出したとて再び同じようなことを願出することはないだろう」と再び強調している。

しかし実際には諸問屋達の願望をうけて大岡越前守達が◁相対済し令◁の廃止を享保8年段階で將軍に強く要望して容れられなかった事実があることも先述の通りであり、將軍吉宗やその側近(なかんずく御側用取次の有馬兵庫頭氏倫や加納遠江守久通ら)には大岡越前守ら三奉行たち、すなわち現場担当の実務官僚達は現実の一時的現象にとらわれてその場のしのぎの処置をしすぎる、といった一種の不

信感のようなものがあつたらしく、2月20日に加納久通から「先日(16日)の伺書を御覧に入れ、かつその時の評定所一座たちの説明も申し上げたところ、なるほどそうでもあろうが」、「此義は先年取扱相止、又候取扱致罷成、又此度取扱相止候事、畢竟奉行の評儀行届不申候様も可存候」との將軍吉宗の言葉であった、という申し渡しがあり、同時に16日に差出した伺書と御触書案が返却された。評定所一座の者達の言い分は判るが、その通り実施するとすれば、金公事は取扱かぬこととし(享保4年11月の処置)、またそれを撤回し(享保14年12月の処置)また再び金公事を取扱かぬといった二転三転した処置となり、結局奉行達の評議が不行届であった結果といわれても仕方がないだろうというのが將軍吉宗の言い分である。これで◁相対済し令◁を出そうという大岡越前守ら評定所一座の方針は完全に望みを断たれたわけである。

その結果その対案として出されたのが「借金銀売掛りなどの紛争で一度評定所か奉行所で日限決済を申し付けた分については、1年のうち4月に一度と11月に一度の都合年二度しか取扱を扱わない」との寛保2年2月19日の決定である。しかしこの決定は「享保撰要類集」によると評定所一座が評議作成した原案が決済実施された形になっているが、この決定にも実は裏があつたのである。

2月20日に“相対済し令”發布を拒否する旨の將軍吉宗の意向が加納久通を通して評定所一座の者に伝達されたことは先述のところだが、金公事については年二度受理するという方式は、実は“相対済し令”拒否の回答と同時に、その対案として吉宗から提示されたものである。もっともこの時の吉宗の対案は「町奉行所では金公事関係の出入も多く1カ年に二度というのが困るのであれば1カ年4四季に一度ずつ、つまり年四度というのでかまわない」との譲歩案がつけられていた。

将軍吉宗からの“相対済し令”発令の拒否と、年2回取扱うという対案を示された評定所一座のものは早速相談を重ねた結果、同23日にたって御側用取次加納久通まで「此間被仰聞候金銀出入取扱之義、一ケ年ニ両度ツゝ申付可然との思召之趣、一座相談仕候処、いづれも可然義、此事ハ心付不申候処、乍憚御尤之御義奉存候、何之差支申義御座無候」と申し上げ、その趣の伺書を認めて提出した。

ところが同月26日に至って御側用取次加納久通から23日に提出した伺書（「金銀出入之義思召之通一ケ年両度四月と十一月評定所并奉行所ニ申付候事」）を将軍に取ついたところ、この件を年寄衆に伺書にして出すようにとのことであったとの取つぎがあり、同時に先日の伺書は返却された。

この指示にもとづいて同月28日に大岡越前守忠相（寺社奉行）、石河土佐守政朝（町奉行）、木下伊賀守信名（勘定奉行）の3名が老中松平左近乗邑にまで、金公事については1ケ年に4月と11月の両度取あげるのが良いと思う、との伺書を差出したところ、とくと御覧の上、「追って返辞をするが裁許の回数^{の件}については1年三度というのではどうであろう」、とのことであったので、「その件については三度でも四度でもどちらでも良い」と返辞をして退出した。この時（2月23日）差出したという伺書が本節の初めにのせておいたものである。つまり評定所から老中に伺書が出されるまでには以上のような複雑な経緯があったのである。

しかしこの伺書が決済され実際に実施されるに至るまでには、まだ若干の時日と関係筋との折衝が必要なのである。

月が変わって3月3日に老中松平左近乗邑が大岡越前守と嶋長門守祥正（町奉行）・神谷志摩守（勘定奉行）の3人を呼び出して、先日（28日）に申し出た金銀公事の取扱いは何の通りに処理してよい、但しこの件は更めて触にして出す必要はないだろう、とのことで

あり大岡越前守ら3人の奉行達もそれに同意見の旨を申し上げると共に、年2回扱いとした場合の具体的な処理方法について両者が意見を交換しあった。その結果この問題について両者の意見がほぼ一致したので、それを基礎に評定所一座の者が案文を作成同5日に大岡越前守・石河土佐守政朝（町奉行）・神谷志摩守久敬（勘定奉行）の3人が老中松平左近乗邑に差出した。その時の案文⁽⁶⁾は次のようである。

金銀出入申付方之儀ニ付申上候書付金銀出入之義ニ付伺之通可然候、四月一度十一月一度ニ極メ、四月裁許候而十一月迄之中皆済又者段々返納、殘金何程在之義と申事十一月申出、又十一月裁許申付候ハ四月申出候様ニ在之可然歟、奉行存寄可申上旨奉承知候

一、此度伺之通相済候以後、借金壳懸之儀新規願出候ハ、当四月定日ニ評定所并訴訟方差出相手江来ル十一月定日之差紙可遺候、夫迄之内不殘金子相済候ハ、済口証文為差出可申候、又内証ニ而少ト宛も遺し、或一向不相済分、十一月定日ニ双方罷出候節、来四月迄ニ急度可相済旨相手江証文可申付候、四月迄之中是又相済候者ハ、済口為差出、不相済分ハ四月定日ニ金高并其人躰ニ寄、相応ニ出金申付、殘金ハ十一月迄ニ急度相済候様可申付候、一、唯今迄評定所并奉行所ニ而日限申付候切金公事、此度窺相済候以後訴訟方願出候ハ、当四月定日之差越相手江可遺候、其内相済候ハ済口証文納させ、不相済分ハ四月定日ニ出金申付、殘金ハ来ル十一月迄ニ急度相済シ候様ニ可申付候、

是又年ト右之通取斗可申候、

右之通可申付候哉奉窺候

戊三月

意味するところを簡単に解説すると、

(イ) 金銀出入については伺の通りに処理するように。すなわち取扱いを4月一度11月一度の年2回とし、4月に裁許した分については11月までのうちに皆済または段々返済して残金がどれだけになっているかを11月に申し出る。また11月に裁許したものは同様4月に申し出るようにする。

(ロ) 目下進行中の金銀出入についての件案が決定して以後新規に願出た訴については、今年4月の定日に評定所へ訴状を差出し、訴えられた相手には来る11月の定日に出頭するよう差紙を出す。この間7ヶ月あるわけだが、その間に決着がついた分については済口証文を差出さす。少々かまた全然返済しない分については11月の定日に債権・債務両者が評定所に出頭した節に、来4月までに必ず返納する旨の証文を相手方へ差出さす。そうしておいて4月までに返済がすんだ分については済口証文を差出させ、そうでない分については4月定日に残っている金高と債務者の条件によって相応の出金を申しつけ、残金は11月までに必ず返済するよう申しつける。

(ハ) これまでに評定所か奉行所で日限切金を申しつけている件について債権者が願出た場合は当4月の定日に出頭するよう債務者に申しつけ、それまでに内済になったものは済口証文を差出さす。4月定日にもまだ返済が終っていない者は、その日に相応の出金をさせ、残金は来る11月までに必ず返済するよう申しつけて以後その処置をくりかえす。

以上である。

さて3月9日になって老中松平左近乗邑から大岡越前守・石河土佐守政朝(町奉行)・神

谷志摩守久敬に対し御達があるから出頭するようにとのことで3人が出頭すると、(イ)「先月相伺候金銀出入公事、老ケ年之内四月と十一月と兩度=裁許可仕義伺之通可相極」と、(ロ)「右兩度裁許之義申上候通改触=ハ不及候」という申し渡しがあつた⁽⁷⁾。

これでやっと決定実施の段階までもちこんだ訳であるが、あとに残ったのは4月・11月の定日を何時にするかということである。この件について早速同日大岡越前守・本多紀伊守・山名因幡守(以上寺社奉行)、石河土佐守・嶋長門守(以上町奉行)、神谷志摩守・木下伊賀守(以上勘定奉行)の三奉行全員が集って相談して16日はどうであろうかとの案をまとめた。但し寺社奉行の牧野越中守のみは登城しなかったのでその旨手紙で言ってやって意見を聞くこととした。結局この16日を定日とし、臨時立合(評定所は2日・4日・11日・13日・21日・25日の6日が定例となっている)とするとの意見がまとまり同11日に伺書を提出、15日に決済決定ということになっている。なおこの一件で中心的な働きをしているのは大岡越前守である。

- [註] (1) 「享保撰要類集」公事裁断之部
 (2) 「享保撰要類集」公事裁断之部
 (3) 「享保撰要類集」公事裁断之部
 (4) 「大岡越前守忠相日記」元文3年11月9日の条。
 (5) 以下「大岡越前守忠相日記」によつた部分は一々註記しない。記述は各々関係日時の記事による。
 (6) 「享保撰要類集」公事裁断之部
 (7) 「大岡越前守忠相日記」寛保2年3月9日の条。以下日記の関係日時の記事による。